特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ

重度の障害があり日常生活において常に特別な介護を必要とする障害者(児)で、支給要件を満たす方は「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」が受給できます。該当すると思われる方は問い合わせください。

特別障害者手当

対象者

身体又は知的・精神に著しく重度の障害がある ため、日常生活において常時特別の介護を必要 とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方

支給対象になる障害の程度

下記の①から⑦の障害が重複する方

- ①両眼の視力の合計が 0.04 以下の方
- ②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上の方
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するか、両上 肢の全ての指を欠くか、両上肢全ての指の機 能に著しい障害を有する方
- ④両下肢の機能に著しい障害を有するか、両下 肢を足関節以上で欠く方
- ⑤体幹の機能に座っていることができない程度 か、又は立ち上がることができない程度の障 害を有する方
- ⑥①から⑤の他、身体機能の障害か、長期にわたる安静が必要な病状で、日常生活に常時特別な介護を必要とする方
- ⑦精神の障害(知的障害を含む)で①~⑥と同程度以上と認められる方

支給制限

施設に入所した場合や病院などに継続して3か月を超えて入院した場合、本人か扶養義務者の所得が一定の金額を超える場合は支給されません。

支給金額

月額26.940円

支給月(手当の支払い月)

2月 · 5月 · 8月 · 11月



障害児福祉手当

対象者

日常生活において常時特別の介護を必要とする 程度の状態にある在宅の重度の障害児(20歳 未満)

支給対象になる障害の程度

下記の①から⑪のいずれかに該当する障害児①両眼の視力の合計が0.02以下の方

- ②両耳の聴力が、補聴器を使用しても音声を識別することができない程度の方
- ③両上肢の機能に著しい障害を有する方
- ④両上肢の全ての指を欠く方
- ⑤両下肢の機能に著しい障害を有するか、両下 肢を足関節以上で欠く方
- ⑥両下肢が全く動かない方
- ⑦両大腿を2分の1以上失った方
- ⑧体幹の機能に座っていることができない程度 の障害を有する方
- ⑨①から⑧の他、身体機能の障害か、長期にわたる安静が必要な病状が①から⑧と同程度以上と認められる状態で、日常生活に常時特別な介護を必要とする方
- ⑩精神の障害(知的障害を含む)で①から⑨と同程度以上と認められる方
- ①身体機能の障害か症状、精神の障害が重複する場合で、その状態が①から⑩と同程度以上と認められる方

支給制限

施設に入所した場合や障害年金を受給している場合、本人か扶養義務者の所得が一定の金額を超える場合は支給されません。

支給金額

月額14,650円

支給月(手当の支払い月)

2月・5月・8月・11月

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

国民年金だより

◆老齢基礎年金を受け取る前に資格期間の確認をしましょう。

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として給付され、65歳になったときに支給されます。 老齢基礎年金は、保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む)と保険料免除期間などを合算 した資格期間が、10年以上ある場合に、終身にわたって受け取ることができます。

◆年金を受け取るために必要な資格期間

①国民年 金の保 険料を 納めた 期間 ②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間(一部免除の期間は、減額された保険料を納めた期間であること。)

③昭和36年 4月以降の 厚生年金保 険の被保険 者およでの 共済組合員であった期間

④第3号被保 険者であっ た期間 ※1 ⑤国民年金に 任意加入が任意 かんかい (合) 期間 対象 がど

0 0

1

資格期間(10年以上の期間が必要です)

※1「第3号被保険者であった期間」とは、厚生年金保険や共済組合等の加入者(第2号被保険者:原則として65歳未満)に扶養されていた配偶者で20歳以上60歳未満の期間(昭和61年4月以降の期間に限る)です。

◆資格期間が10年に満たない方へ…

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済み期間がないため老齢基礎年金 を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入することがで きます。

任意加入をする条件

次の(1)~(4)のすべての条件を満たす方が任意加入することができます。

- (1)日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- (2)老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- (3)20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方(4)原作なる保険、共変組合等におります。
- (4)厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
- ・年金の受給資格期間を満たしてない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
- ・外国に居住日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。
- ・(1)の60歳以上65歳未満の方は、60歳の誕牛日の前日より任意加入の手続きをすることができます。

任意加入については、「外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方」を除き、保険料納付方法は、口座振替が原則となります。

申込みについては年金事務所、役場窓口にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 /住民生活課 ☎341-8512